

日本における古代女帝の活躍……彼女たちは中継ぎという仮の即位だったのか？

- 126代天皇のなかで、女帝は10代8人
(古代) 推古(額田部皇女・炊屋姫)、皇極=齊明(宝女)、
持統(鸕野讚良皇女)、元明(阿陪皇女)、元正(氷高皇女)、
孝謙=称徳(阿倍内親王)
(近世) 明正、後桜町
- これまでの女帝論
 - ・ 巫女説 ……卑弥子、飯豊青皇女(忍海角刺宮伝承地)、神功皇后？
 - ・ 中継説 ……推古→厩戸皇子、皇極→古人大兄皇子、持統→文武天皇、(皇后の投入)
 - ・ 元明→(皇太子妃・息子から母へ)・元正(母から娘へ) →聖武への継承
- 1980年代以降、古代女帝論の再検討
 - ・ 「中継ぎ」とは皇位継承上の概念であり、王としての資質とは異なる。(佐藤長門)
 - ・ 女帝とは皇位継承者の拡大を防ぎ、意中の皇子即位を実現するための存在(遠藤みどり)
 - ・ 「そもそも中継ぎではない」ジェンダー論より。(仁藤敦史、義江 明子)
- 古代における天皇擁立の条件
 1. 血統(絶対条件)父方・母方の血筋がともに血統としての意味を持つ『双系』的な血統。
※ 現在の皇室典範第1条「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」
 2. 遺詔… 先帝の遺言
 3. 群臣推戴… 年齢と資質 推古 即位39歳(厩戸皇子19歳)
卑弥呼の「共立」と同様に、推古の時代にも、有力豪族たちが自分たちのリーダーだと認める人が天皇となった。一定の政治経験を積まなければ一人前とはみなされず、男女ともにほぼ40歳以上で即位する「長老原理」だった。(義江 明子)
- 元正・孝謙天皇が生涯を通じて未婚を維持した理由を考える

<元正天皇の場合>

8世紀の王権は草壁嫡系男子による皇位継承を志向していた。

元正天皇生が産んだ皇子は皇位継承の火種になる。文武→聖武への継承を厳守する。

<孝謙天皇の場合>

草壁系皇女に求められた役割は、もしものときに備えた草壁系の『拡大・再創出機能であったといえる。聖武天皇は阿部を立太子させるが、未婚のまま待機させた。孝謙即位後、異母姉妹の井上内親王と不破内親王に草壁系男子が生まれるが、阿部は未婚のままであった。8世紀は男系継承に切り替わってはいたが、双系継承の気分も緩やかに残っていた時代。なぜ、阿部に婚姻と出産をさせなかったのか？の疑問は残る。

○ 推古天皇の治世は、聖徳太子が中心だった？

敏達天皇の皇后。592年崇峻天皇が蘇我馬子に暗殺されたのち最初の女帝として即位。推古天皇・厩戸王・蘇我馬子の三者は、血縁を軸とした結合によって、権力集中を果たそうとした。国際的緊張の中、中央集権国家の建設を目指したのである。なお、厩戸王が就いたとされる皇太子という地位、摂政という職位は、当時はまだ成立していなかった。厩戸王は有力な大王位継承資格者として、政治に参画したのである。ただし、推古朝の諸政策に厩戸王がどれほど主体的に参与していたかは、議論がわかれる。

- ・ 592年 推古天皇豊浦の宮で即位 候補者がまだ若すぎた事。政争を避けるため
- ・ 593年 厩戸王が政権に参画・・・血統に問題があるため、見習修行をさせた。
- ・ 600年 第1回遣隋使派遣・・・日本書紀に記載なし(失敗の為?)
- ・ 603年 冠位十二階制定・・・氏姓に変わる人材登用の制度(氏姓制度も残存)
- ・ 603年 小墾田宮造営・・・広い庭を造設し儀式を行う。大陸の様式にならう。
- ・ 604年 憲法十七条制定・・・役人の心得
- ・ 607年 法隆寺(斑鳩寺)建立
- ・ 607年 小野妹子を遣隋使として派遣(第2回) 国書の表現に煬帝は不機嫌!
- ・ 608年 返礼勅使の裴世清を送るため、小野妹子、留学生を伴い隋に渡る。
- ・ 613年 難波より大和に至る大道をつくる
- ・ 618年 隋が滅び、唐が成立する
- ・ 620年 国史の編纂

○ 遣隋使派遣の目的は？

- ・ 隋の先進的な技術や文化を取り入れるため
- ・ 朝鮮半島での新羅との関係を有利にするため → 半島を経ず、直接文化が伝わる

○ 小野妹子が持参した国書に隋の煬帝が立腹した理由？

“日出のところの天子、書を日没するところの天子に致す。つつがなきや、云々“

「天子」は隋の皇帝だけであるのに、辺境の地の首長が「天子」を名乗ることに憤慨した。しかし、隋は、高句麗と争っていて、その背後にいる倭国と争いたくなくなったため返礼の勅使、裴世清を派遣する。

○ 推古天皇が後継者を山背大兄王ではなく、田村皇子(舒明天皇)を指名した理由は？

嫡系王家である敏達天皇の孫を選ぶ他なく、蘇我氏の娘が生んだ皇子、古人大兄皇子が即位することを願ったものとする説が有力。
もし、厩戸皇子が即位していれば、山背大兄王が天皇に即位していたかもしれない。

	生誕	死亡	在位		
592～710 飛鳥時代					
33	推古天皇	554	628	592～628	※ 592年 崇峻天皇暗殺
34	舒明天皇	593	641	629～641	※ 推古と馬子の
35	皇極天皇	594	661	642～645	年齢差は3年
36	孝徳天皇	596	654	645～654	※ 推古即位時太子19歳
37	齊明天皇	594	661	655～661	
38	天智天皇	626	672	668～672	
39	弘文天皇	648	672	672	※ 672年 壬申の乱
40	天武天皇	?	686	673～686	※ 686～690までは 臨朝称制
	蘇我馬子	551	626		↓
	聖徳太子	574	622		即位せずに天皇としての 権力を行使する事
	藤原鎌足	614	669		
	高市皇子	654	696		
	藤原不比等	659	720		
	長屋王	676(684)?	729		
	草壁皇子	662	689		
694～710 藤原京時代					※ 689年飛鳥浄御原令 施行
41	持統天皇	645	703	690～697	
42	文武天皇	683	707	697～707	※ 高市の死の翌年に即位
710～784 奈良時代 (律令制)					
43	元明天皇	660	721	707～715	
44	元正天皇	680	748	715～724	
45	聖武天皇	701	756	724～749	
46	孝謙天皇	718	770	749～758	
47	淳仁天皇	733	764	758～764	
48	称徳天皇	”	”	764～770	
	吉備真備	695	775		
	道鏡	700	772		
	藤原仲麻呂	706	764		
	藤原広嗣	716辺り?	740		

